

【緑化面積について】

- ・緑化面積は敷地面積の10%以上を確保すること
- ・そのうち、敷地面積の5%以上の緑化面積については、接道部（※注1）に重点を置いた配置とすること

【緑化の原則について】

- ・土壌・太陽光、雨など樹木等の生育する環境を十分備えていること。
- ・高木及び中木、低木を組み合わせることで量感と連続性のある緑化に努めること。
- ・既存の樹木は、可能な限り現状で保存すること。
- ・緑化を行う土地には、ツル植物、地被植物、草花等を組み合わせるよう努めること。

【樹木の植栽方法について】

- ・高木、中木を植栽する場合は、根、枝が充分生育できるように、建物の壁面位置や塀などに注意し、樹木の周囲に十分な空間を確保すること。
- ・道路境界線、隣地境界線の位置に配慮し、樹木の枝張りの道路へのはみ出しや隣地へのはみ出し等によるトラブルのないように注意すること。

【緑化面積算定基準について】

- ・緑化面積は、下記の「樹木1本あたりの緑化面積」と「地被類や芝生等の緑化面積」の合計とする。
- ・なお、接道部の緑化面積は接道部から5m以内の緑化面積とし、フェンスや駐車スペースの後ろの植栽は、接道部の緑化面積には算定できない。 ※注3

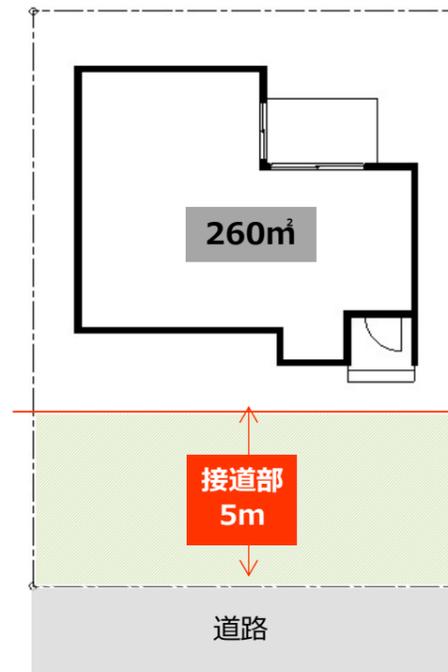
＜樹木1本あたりの緑化面積＞

- ①高木（樹木の高さ植栽時で2m以上のもの） 3㎡
- ②中木（樹木の高さ植栽時で1m以上のもの） 2㎡ ※注2
- ③低木（樹木の高さ植栽時で0.3m以上のもの） 1㎡

＜地被類や芝生等の緑化面積＞

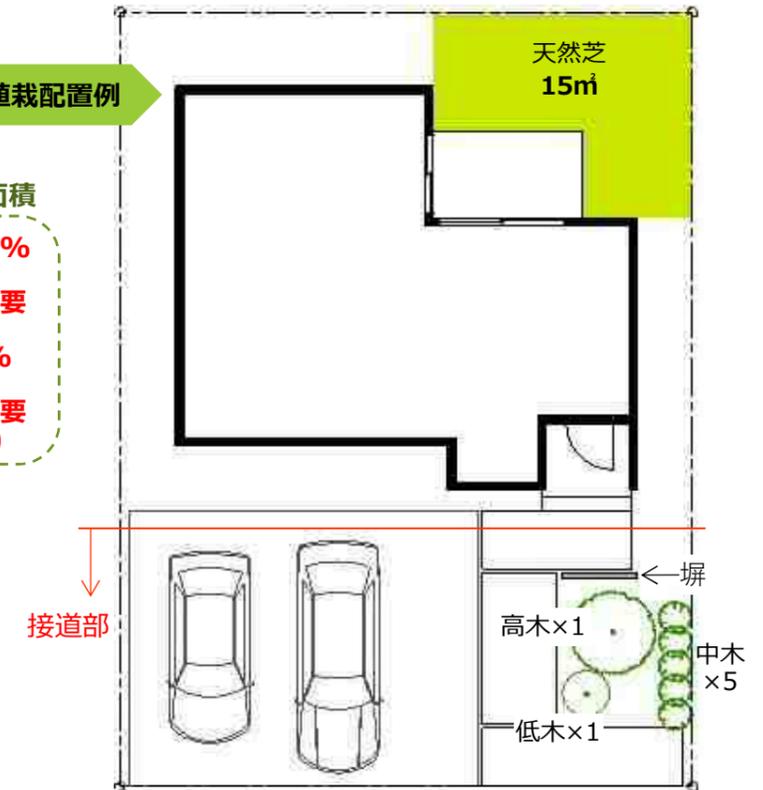
- ・地被類や芝生・芝生ブロックの面積は、必要とされる緑化面積の2分の1を限度として算定できる。
- ※地被類の緑化面積算定基準、植栽基準、緑化面積算定方法等の詳細については、富山市公共沿線居住推進事業制度要綱の「地被類の緑化面積算定基準の取扱い」を参照のこと。

【例】敷地面積260㎡の場合



※必要な緑化面積
敷地面積の10%
26㎡以上必要
敷地面積の5%
13㎡以上必要
(接道部)

植栽配置例



緑化面積計算

全体

高木1本→3㎡
中木5本→10㎡(2㎡×5本)
低木1本→1㎡
芝 →13㎡

合計27㎡
27㎡/260㎡
→10.38%
OK!

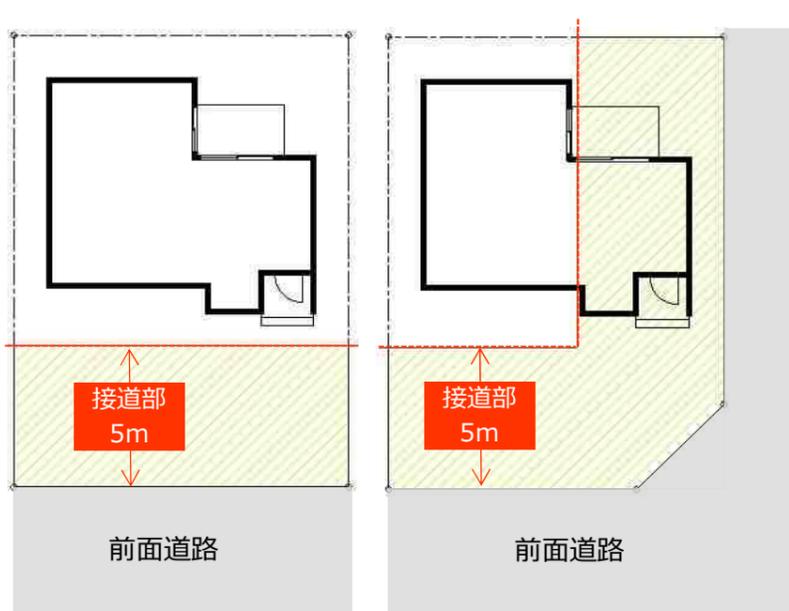
接道部

高木1本→3㎡
中木5本→10㎡(2㎡×5本)
低木1本→1㎡

合計14㎡
14㎡/260㎡
→5.38%
OK!

⚠天然芝15㎡のうちカウントできるのは13㎡のみ
(算定限度:必要緑化面積の1/2まで)

※注1 接道部について



※注2 樹木の緑化面積について

＜樹木1本あたりの緑化面積＞

- 高木(2m以上) 3㎡/本
- 中木(1m以上) 2㎡/本
- 低木(30cm以上) 1㎡/本

＜地被類や芝生等の緑化面積＞

- 地被類・芝生・・・その面積を算定
(ただし、算定できるのは必要とされる緑化面積の1/2まで)

※注3 接道部の緑化面積算定について

